埼玉県計量検定所
FAX　048-660-1901

特定計量器輸入事業者報告書

令和　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

報告者　住所
氏名又は名称及び法人に
あっては代表者の氏名

計量法施行規則第９６条の規定により、次のとおり報告します。

計量法施行令第１４条に規定する特定計量器の種類	輸入個数	主な輸入国名
一般用体重計（アナログ） ひょう量：20kg を超え 200kg 以下		
一般用体重計（デジタル） ひょう量：20kg を超え 200kg 以下		
乳幼児用体重計（アナログ） ひょう量：20kg 以下		
乳幼児用体重計（デジタル） ひょう量：20kg 以下		
調理用はかり（アナログ） ひょう量：3kg 以下		
調理用はかり（デジタル） ひょう量：3kg 以下		